

第111回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都品川区東五反田二丁目17番1号
オーバルコート大崎マークウエスト15階
当社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主の皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応について

- ・感染拡大防止の観点から、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。なお、マスクを着用いただけない場合は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ・入場時に体温を測定させていただきます。なお、37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場をお断りさせていただきます。
- ・当日は会場において、感染拡大防止の措置を講じますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ・感染拡大防止のため、飲食物の提供はいたしませんので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・お土産の配布および株主懇談会の開催は行っておりませんので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（下記）において、お知らせいたします。
(当社ウェブサイト：<https://www.k-neturen.co.jp/>)

目次

第111回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	
株主総会参考書類	6
＜会社提案＞	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役6名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
＜株主提案＞	
第5号議案 剰余金処分の件	
※会社提案の第1号議案における表記と異なるものの株主提案書面の原文のとおりに記載しております。	
(添付書類)	
事業報告	20
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告書	46

証券コード5976
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目17番1号
高周波熱錬株式会社
代表取締役社長執行役員 大宮 克己

第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都品川区東五反田二丁目17番1号
オーバルコート大崎マークウエスト15階 当社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第111期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第111期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案>

- 第5号議案** 剰余金処分の件
※会社提案の第1号議案における表記と異なるものの株主提案書面の原文のとおりに記載してあります。

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 〇本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.k-neturen.co.jp/>) において掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
- 〇株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.k-neturen.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- (ご案内) 今年の株主総会当日の様様を7月上旬より配信させていただく予定です。視聴方法等につきましては、株主総会終了後に株主の皆様へ発送させていただく決議通知にてお知らせいたします。また、株主懇談会は開催しておりませんので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

当社では、書面（議決権行使書用紙）またはインターネット等により議決権をご行使いただくことができますので、ご案内申し上げます。

株主総会への出席による議決権のご行使



株主総会日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時開催

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

株主総会にご出席されない場合

書面による議決権のご行使

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時45分必着



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期間に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時45分まで



同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」を読み取ります。
詳細につきましては5頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時45分まで



パソコン等から、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。**詳細につきましては5頁をご覧ください。**

重複してご行使された議決権の取り扱いについて

- 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 書面により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

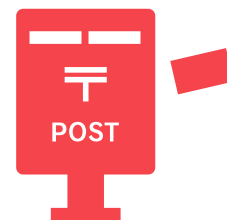
議決権行使について ☎️ **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

書面による議決権行使のご案内



行使期限：2022年6月27日(月曜日)午後5時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送願います。
 当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

※各議案につき賛否のご表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。

■記入方法のご案内

議決権行使書		議決権行使回数				個人		
高周波熱錬株式会社 御中		議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の欄に 印を付す)	第4号議案	議案	第5号議案
私は、2022年6月28日開催の貴社第111回定時株主総会(継続会または延会を含む)における各議案につき、右記(賛否を○印で表示)のとおり議決権を行使します。		会社提案	賛	賛	賛	賛	株主提案	賛
2022年6月 日								

(各議案につき賛否の表示がされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。高周波熱錬株式会社)

(ご注意) 株主提案につきましては、当社取締役会としては、会社提案のみを承認いたします。第5号議案につき、株主提案に賛成の場合(賛)は、当社取締役会の意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

高周波熱錬株式会社

第1号議案から第4号議案は当社取締役会からご提案させていただきたく議案です。

第5号議案は一部の株主様からのご提案です。取締役会としてはこの議案に反対しております。詳細は17頁以降をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。
 ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
 ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

■記入例

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

会社提案・取締役会の意見に反対、株主提案に賛同される場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の欄に 印を付す)	第4号議案	議案	第5号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	株主提案	賛
	否	否	否	否		否

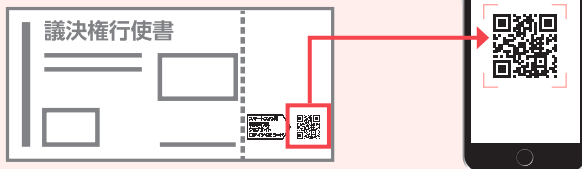
議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の欄に 印を付す)	第4号議案	議案	第5号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	株主提案	賛
	否	否	否	否		否

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」によるご行使

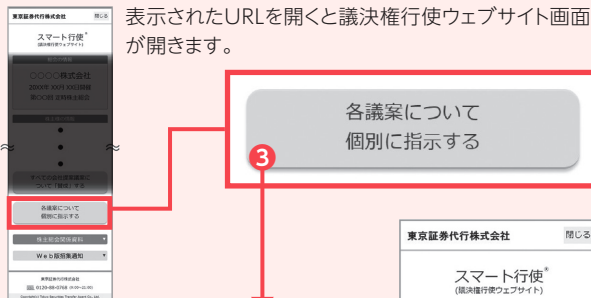
1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。



3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!



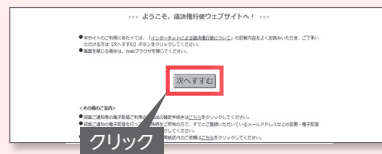
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコン等から、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

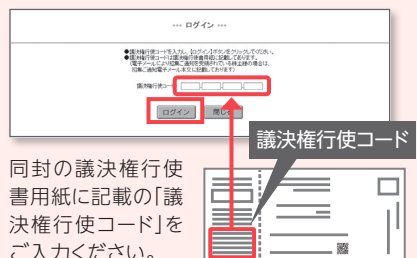
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

パソコン等から、議決権行使ウェブサイトへアクセスします。

<https://www.web54.net>

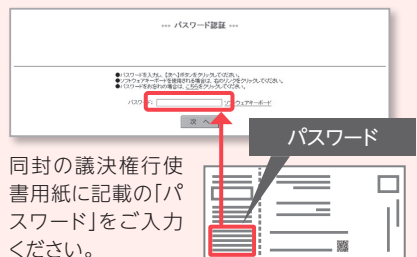


2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金は株主様のご負担となります。
 ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
 ※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定した配当を継続していくという方針に加え、業績に応じた利益配分を行うこととし、当社グループを取り巻く経営環境および財務の状況等を勘案のうえ、決定していくことを基本方針としております。

原則として、「安定した配当」については、自己資本配当率(DOE)1.5%を下限とし、また、「業績に応じた利益配分」については、連結配当性向40%以上を目処とすることにしております。

なお、「安定した配当」については、従来、年10円を下限としておりましたが、利益確保に向けた収益体質の強化を図り、株主還元のさらなる充実と総資産経常利益率(ROA)、自己資本当期純利益率(ROE)を持続的に向上させることを目的に、当期から変更いたしました（2021年11月5日公表）。これにより、株主の皆様のご期待にお応えし、当社株式を中長期的にご保有していただける魅力ある会社にしてまいります。

当期の期末配当（普通配当）につきましては、上記配当方針を基礎に、連結業績等を総合的に勘案し、1株について期末配当17円とさせていただきますたく存じます。これにより、中間配当を含めた年間配当額は1株について30円となり、前期と比べ1株について16円の増配となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金17円

総額 678,408,494円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当額は、1株について金30円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p>	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）の任期が満了となります。
つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、候補者花井嶺郎および森山義子の両氏は、社外取締役の候補者であります。
取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の地位	取締役会 出席状況
1	再任	おお みや かつ み 大 宮 克 己	代表取締役 社長執行役員	100% (13回/13回)
2	再任	い しき のぶ もと 一 色 信 元	取締役 常務執行役員	100% (13回/13回)
3	再任	すず き たかし 鈴 木 孝	取締役 常務執行役員	100% (13回/13回)
4	再任	やす かわ とも かつ 安 川 知 克	取締役 執行役員	100% (13回/13回)
5	再任	はな い みね お 花 井 嶺 郎	取締役	100% (13回/13回)
6	新任	もり やま よし こ 森 山 義 子	—	—

候補者
番号

1

おお みや かつ み
大 宮 克 己

再任

生年月日

1960年3月24日生

取締役会への出席回数

13回/13回

所有する当社の株式数

66,608株

略歴、当社における地位、担当

1983年4月 当社入社
2012年6月 当社取締役
2016年6月 当社常務取締役
2020年10月 当社代表取締役社長
2021年6月 当社代表取締役社長執行役員
2022年4月 当社代表取締役社長執行役員、事業開発本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

2012年6月に取締役就任後、経営戦略に沿った事業運営を適切に推進し、さらに当社および国内外の当社グループ全体の経営課題の解決に貢献してまいりました。

また、2020年10月より当社代表取締役としてグループ全体の監督、統括を積極的かつ適切に実行しております。

これらの豊富な経験と実績に基づき、当社グループの企業価値向上に向けたあらゆる施策を図るにあたり、当社グループ全体の監督、統括を適切に行うことができる人財と判断し、引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

2

い しき のぶ もと
一 色 信 元

再任

生年月日

1959年10月9日生

取締役会への出席回数

13回/13回

所有する当社の株式数

36,719株

略歴、当社における地位、担当

1982年 4月 TRWオートモーティブジャパン株式会社（現ゼット・エフ・ジャパン株式会社）入社
2001年 2月 日本コーリン株式会社（現フクダコーリン株式会社）入社
2001年 4月 当社入社
2006年 2月 東洋ファスナー株式会社入社
2007年 4月 当社入社
2017年 6月 当社取締役
2020年 4月 当社常務取締役
2021年 6月 当社取締役常務執行役員、設備担当、IH事業部長、製品技術本部長、製品技術本部生産技術開発部長
現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社ネツレン・ヒートトリート代表取締役社長、株式会社ネツレンハイメック代表取締役社長、広州豊東熱煉有限公司董事長、韓国熱錬株式会社代表理事、PT.ネツレン・インドネシア代表取締役社長、ネツレン・メキシコ,S.A.de C.V.代表取締役社長

取締役候補者とした理由

2017年6月に取締役就任後、当社および国内外の当社グループの技術開発、生産技術を中心に当社の技術的経営課題の解決に貢献してまいりました。

これらの豊富な経験と実績に基づき、当社グループの企業価値向上に向けた新商品、新技術の早期投入、ビジネス変革を図るにあたり、当社グループ全体および担当事業の監督、統括を適切に行うことができる人財と判断し、引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

すず き たかし
鈴木 孝

再任

生年月日

1962年6月29日生

取締役会への出席回数

13回/13回

所有する当社の株式数

39,370株

略歴、当社における地位、担当

1985年4月 当社入社
2016年6月 当社取締役
2021年4月 当社常務取締役
2021年6月 当社取締役常務執行役員
2022年4月 当社取締役常務執行役員、情報戦略・TQM推進担当、製品事業部長、調達本部長
現在に至る

重要な兼職の状況

高周波熱錬（中国）軸承有限公司董事長、ネツレン・チェコ有限会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

2016年6月に取締役就任後、当社および国内外の当社グループの原材料、電力などを中心とした調達に関するグローバルな経営課題、またグループ全体の収益管理に関する経営課題の解決に貢献してまいりました。

これらの豊富な経験と実績に基づき、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開、収益拡大を図るにあたり、当社グループ全体および担当事業の監督、統括を適切に行うことができる人財と判断し、引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

やす かわ とも かつ
安川 知 克

再任

生年月日

1963年1月6日生

取締役会への出席回数

13回/13回

所有する当社の株式数

49,144株

略歴、当社における地位、担当

1986年4月 当社入社
2012年6月 当社取締役
2021年6月 当社取締役執行役員
2022年4月 当社取締役執行役員、安全衛生・環境担当、管理本部長
現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社ネツレン・名南代表取締役社長

取締役候補者とした理由

2012年6月に取締役就任後、当社および国内外の当社グループに対するガバナンス体制にかかわる経営課題、またSDGsを経営の基本に置いたCSR活動に対する経営課題の解決に貢献してまいりました。

これらの豊富な経験と実績に基づき、当社グループの企業価値向上に向けたESG重視の企業運営を進めるにあたり、当社グループ全体の監督、統括を適切に行うことができる人財と判断し、引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

5

はな い みね お
花 井 嶺 郎

再任

社外

独立

生年月日

1947年7月19日生

取締役会への出席回数

13回/13回

所有する当社の株式数

4,610株

略歴、当社における地位、担当

1972年 4月 日本電装株式会社（現株式会社デンソー）入社
2000年 3月 名古屋工業大学工学博士号取得
2006年 6月 株式会社デンソー専務取締役
2008年 6月 アスモ株式会社（現株式会社デンソー）代表取締役社長
2017年 6月 当社取締役
現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2017年6月に社外取締役就任後、製造業における専門的な知識に加え、経営者として豊富な経験と実績を活かし、技術開発力向上と事業拡大推進上の課題や重点を捉えた助言・提言を行い、課題解決に貢献してまいりました。

また、経営者および次世代人材のレベルアップのための提言を行うなど、積極的かつ適正な監督・指導により経営全般のレベルアップに貢献してまいりました。

なお、引き続き、経営者としての経験に基づき、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営に対する適切な助言・提言および独立した立場からの業務執行の監督を期待しております。

以上のことから、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き、同氏の選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

もり やま よし こ
森 山 義 子

新任

社外

独立

生年月日

1964年6月26日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位、担当

1998年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
2004年12月 アメリカ合衆国ニューヨーク州弁護士資格取得
2006年7月 TMI総合法律事務所入所
2010年1月 TMI総合法律事務所パートナー弁護士
2015年2月 TMI総合法律事務所カウンセラー弁護士
現在に至る

重要な兼職の状況

TMI総合法律事務所カウンセラー弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者森山義子氏は、新任の社外取締役候補者であります。同氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験により、当社とは独立した立場からガバナンスやコンプライアンスを重視した経営全般に関する助言を行う資質を有しており、また、ダイバーシティ、働き方改革に関する豊富な知識と経験を活かし、広い視点で提言して改革推進する資質を有しております。

なお、弁護士としての経験に基づき、当社経営の意思決定における適法性、適正性の観点での適切な助言・提言および独立した立場からの業務執行の監督を期待しております。

以上のことから、当社の社外取締役として適任であると判断し、新たに、同氏の選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者花井嶺郎および候補者森山義子の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 候補者花井嶺郎氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してから本定時株主総会終結の時までの就任年数は、5年となります。
4. 候補者花井嶺郎氏と当社との間においては、取締役の就任時において、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
5. 候補者森山義子氏と当社との間においては、取締役の就任時において、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その限度額は、法令が定める額とする予定であります。
6. 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

【取締役・監査役・執行役員のスキル・マトリックス】

本定時株主総会において、第3号議案が原案のとおり可決されますと、本定時株主総会後の当社における役員・執行役員の構成およびスキル・マトリックスは次のとおりとなります。

氏名	地位	社外	執行役員	専門性と経験								
				企業経営	技術・研究	製造・品質	グローバル	マーケティング	情報戦略	CSR	法務	財務
				総合	基本戦略			経営基盤				
大宮克己	代表取締役社長執行役員		●	●	●	●	●	●				
一色信元	取締役常務執行役員		●	●	●	●	●			●		
鈴木 孝	取締役常務執行役員		●	●		●		●	●			
安川知克	取締役執行役員		●							●	●	●
花井嶺郎	取締役	●		●	●	●	●	●				
森山義子	取締役	●					●			●	●	
池上由洋	常勤監査役					●		●			●	
中野竹司	監査役	●								●	●	●
圓實 稔	監査役	●		●			●		●			●
三阪佳孝	執行役員		●		●	●						
村井暢宏	執行役員		●		●	●		●				
久田直志	執行役員		●				●	●				●
田中典男	執行役員		●	●	●	●						

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

補欠監査役候補者

たか はし だい すけ

高橋大祐

社外

略歴

2005年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
 2005年10月 真和総合法律事務所入所
 2014年 9月 真和総合法律事務所パートナー弁護士
 現在に至る

生年月日

1980年2月27日生

重要な兼職の状況

真和総合法律事務所パートナー弁護士

所有する当社の株式数

0株

補欠の社外監査役候補者とした理由

候補者高橋大祐氏は、弁護士として専門的な知識・経験等を有しており、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

以上のことから、当社の監査業務に弁護士としての専門的な知識・経験等を活かしていただきたいと考え、同氏の選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者高橋大祐氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。なお、同氏が監査役に就任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 候補者高橋大祐氏は、補欠の社外監査役候補者であり、同氏と当社との間においては、監査役の就任時において、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その限度額は、法令が定める額とする予定であります。
4. 当社は、全ての監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、高橋大祐氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

<株主提案（第5号議案）>

第5号議案は、株主様1名（以下「提案株主」という。）からのご提案によるものです。

なお、以下は、提案株主から提出された株主提案書面の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載したものであります。

第5号議案 剰余金処分の件

※会社提案の第1号議案における表記と異なるものの株主提案書面の原文のとおりに記載しております。

1. 提案の内容

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

60円から、第111回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）および2022年3月期普通株式1株当たり中間配当13円を控除した普通株式1株当たりの配当金額（以下「本議案に基づく普通株式1株当たりの配当金額」という。）を、会社提案配当金額に加えて配当する。

第111回定時株主総会において提示される1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下「実績EPS」という。）が60円と異なる場合は冒頭の60円を実績EPSに読み替える。

なお、本議案に基づく配当総額は、本議案に基づく普通株式1株当たりの配当金額に、当社の第111回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第111回定時株主総会の翌日

なお、本議案は、第111回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案から独立し、かつ同提案と両立するものとして、提案するものである。

2. 提案理由

- ・本議案に記載の60円とは、2022年2月4日現在最新の当社予想1株当たり当期純利益の金額です。本件は、会社提案配当金額がいくらであっても、当期純利益全てを配当すること、つまり、配当性向100%を企図した提案です。
- ・当社の自己資本比率は70%を超える高水準にあり、連結配当性向で40%程度が継続する場合、ROEのさらなる低下が懸念される。そのため、当社の資本政策として配当性向100%を採用することで、今後当社が自己資本をこれ以上積み上げないことが重要であると考えられます。
- ・2022年4月26日時点における当社の時価総額約234億円は、2021年末時点での当社保有純現金同等物（約160億円）と投資有価証券（約80億円）の合計金額とほぼ同一で、本業による事業価値は全く認識されていないと考えられます。

◆当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社は、2021年5月に長期経営ビジョン「NETUREN VISION 2030」（2021年4月より2031年3月までの10ヵ年）および第15次中期経営計画「Change!! New NETUREN 2023」（2021年4月より2024年3月までの3ヵ年、以下本中期経営計画）を策定し、中長期的な企業価値の向上に向けて、資本効率の向上を図るとともに、得られた資金を活用して将来に向けた成長投資および株主還元の拡充を行うことを目指しております。

そのなかで、本中期経営計画の3年間をビジョン達成に向けた第1フェーズとして位置づけており、以下の4つの基本方針を掲げ、持続可能な社会への貢献と企業価値向上を目指した取り組みを進めております。

基本戦略 ～ 企業価値向上を目指して ～

- ①コア事業の更なる競争力強化、新技術・新商品・新規事業の市場投入で利益基盤を確立
- ②N-DX体制の構築によるデジタル化の促進で、情報展開力を向上
- ③SDGsを経営の中心に据え、CO2削減を推進し持続可能な社会づくりに貢献
- ④グローバルにグループ営業力、マーケティング力の強化を担う人財の輩出

なお、本中期経営計画期間中の資本政策・財務戦略の骨子は、以下のとおりであり、資本効率の向上を図り、PL（損益計算書）視点からだけでなく、BS（貸借対照表）・CF（キャッシュフロー）の視点を重視した経営を行うべく、諸施策を実行しております。

（1）適正な自己資本比率の設定と資産圧縮によるキャッシュフローの創出

- ①BS：適正な自己資本比率を目指す。
- ②CF：資産圧縮によりキャッシュフローを創出する。

（2）ROE向上策の立案と実行

- ①政策保有株式の縮減
- ②資本コストを上回るROE5.0%以上を目指した施策
- ③PBR1.0倍以上に向けた施策

（3）資金調達

設備投資等の資金については、手元資金を充当することを基本とするが、大規模な投資等が必要となった場合には、当社グループの状況に応じた資金調達手段で調達を行う。

（4）政策保有株式の縮減

コーポレートガバナンス・コードに沿った政策保有株式の確実な縮減を実施する。なお、株式の売却により得た資金は、様々な新規事業への投資資金として活用する。

また、本中期経営計画の中では、さらなる企業価値向上を目指した各種施策の一つとして株主還元策の再検討（総還元性向・自己資本配当率(DOE)を加味することも含みます。）を掲げております。

この取り組みとして当社は、2021年11月に配当政策を見直し、安定した配当を継続していくとともに業績に応じた利益配分を行うことといたしました。当社グループを取り巻く経営環境および財務状況等を勘案のうえ決定していくという配当の基本方針のもと、株主の皆様のご期待にお応えし、当社株式を中長期的にご保有していただける魅力ある会社となるべく、具体的には、連結配当性向40%以上とする業績連動の利益還元を維持しつつ、原則として「安定した配当」については、下限を従来の配当金年10円からDOE1.5%へと変更いたしました。

この配当方針に基づき、本株主総会における会社提案の剰余金処分議案においては、2022年3月期の期末配当金を1株当たり17円とさせていただく予定であり、既に実施しております中間配当金13円と併せれば、年間配当金は1株当たり30円となり、この結果、2022年3月期の連結配当性向は44.5%となる予定です。

一方、当社は、経営環境、財務状況、株価水準および成長投資戦略等を踏まえて実施する自己株式の取得も重要な株主還元策と考えております。2010年1月から2022年3月に至るまで、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的に、計6回、発行済株式総数に占める割合として計8.9%の自己株式の取得を実施してまいりました。

また、2022年3月には、2,884,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合6.59%）の自己株式の消却を実施しております。

このように当社としては、長期経営ビジョン「NETUREN VISION 2030」および本中期経営計画に基づき、将来に向けた成長投資を確実に実施していくほか、「安定した配当」、「業績に応じた利益配分」という当社の配当政策の基本方針を株主還元のベースとしつつ、経営環境、財務状況、株価水準および成長投資戦略等を踏まえた自己株式の取得を機動的かつ柔軟に実施することこそが中長期的な企業価値向上と株主共同の利益に繋がるものと考えています。

これに対して本株主提案は、2022年3月期における当期純利益の全てを配当することを求めるものであり、配当性向100%を企図したものであります。これは、当社の株主還元方針と異なるものです。当社としても資本水準を適正にすることは重要と考えておりますが、配当については、持続可能かつ業績に応じた利益配分を行うことも期待されていると考えており、当期純利益の全てを分配するという、将来において経営環境が変化した場合に変更を要する可能性が高いと想定される配当性向100%という資本政策を現時点の当社は採用するべきではなく、中長期的な企業価値の向上、ひいては株主の皆様の利益を害するおそれがあるものと考えます。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以 上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況

当連結会計年度における我が国および世界の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症による経済の停滞から徐々に持ち直してまいりました。しかし、ワクチン接種は進捗したものの、新たな変異ウイルスが猛威をふるうなど、先行き不透明な状況が継続しました。また、半導体等の部品の需給逼迫による生産活動の停滞や鋼材価格の高騰等が、企業活動に影響を与えました。さらに、ロシアのウクライナ侵攻が世界経済に大きな混乱を招いております。

このような状況のもと、当社グループは、第15次中期経営計画「Change!! New NETUREN 2023」(2021年4月より2024年3月までの3ヵ年計画)に掲げた基本方針である、

①コア事業の更なる競争力強化、新技術・新商品・新規事業の市場投入で利益基盤を確立

②N-DX体制の構築によるデジタル化の促進で、情報展開力を向上

③SDGsを経営の中心に据え、CO2削減を推進し持続可能な社会づくりに貢献

④グローバルにグループ営業力、マーケティング力の強化を担う人財の輩出

を推進することにより、企業価値の向上を図ってまいりました。

また、受注の確保に全力を注ぐとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大状況下で培ってきた原価低減方策をより一層推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、530億4百万円（前連結会計年度比24.5%増）、営業利益は、37億4百万円（前連結会計年度比302.6%増）、経常利益は、44億18百万円（前連結会計年度比199.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、26億90百万円（前連結会計年度比903.4%増）となりました。

② 事業別概況

<製品事業部関連事業>

土木・建築関連製品の売上高は、建設需要が堅調に推移したことなどにより、前年同期と比較し増加いたしました。自動車関連製品の売上高は、自動車業界の世界的な市場減速からの回復を受け、前年同期と比較し増加いたしました。建設機械関連製品の売上高は、主として国内で販売量が伸びたことなどにより、前年同期と比較して増加いたしました。

この結果、当該事業の売上高は、312億5百万円（前連結会計年度比27.2%増）、営業利益は、13億17百万円（前連結会計年度比92.2%増）となりました。

<IH事業部関連事業>

熱処理受託加工関連の売上高は、工作機械、建設機械などの業界からの受注が回復し、前年同期と比較し増加いたしました。誘導加熱装置関連の売上高は、設備投資需要が回復基調で推移したため、前年同期と比較し増加いたしました。

この結果、当該事業の売上高は、216億66百万円（前連結会計年度比21.1%増）、営業利益は、23億27百万円（前連結会計年度比1,267.7%増）となりました。

<その他>

当該事業は、不動産賃貸事業等であります。

当社保有の賃貸物件については、小規模ではありますが安定的に業績に寄与しております。

この結果、当該事業の売上高は、1億32百万円（前連結会計年度比1.2%増）、営業利益は、54百万円（前連結会計年度比5.7%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、前連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症による事業環境の急激な変化に対応し、緊急対策として設備投資案件の絞り込みを行った影響もあり、13億77百万円となりました。各事業の主な内容は以下のとおりであります。

製品事業部関連事業では、増産対応および合理化投資を中心に実施しております。具体的には、上海中煉線材有限公司における重慶分工場の増産対応設備などです。

当該事業における設備投資額は、8億13百万円となりました。

IH事業部関連事業では、主に増産対応および合理化投資を実施しております。具体的には、株式会社ネット・ヒートトリートにおける増産対応設備などです。

当該事業における設備投資額は、4億84百万円となりました。

その他は、主として研究開発に係るものであります。

当該事業における設備投資額は、20百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当社グループの資金調達につきましては、基本的に自己資金を充当することとしておりますが、新規子会社の設立や新工場の建設など大規模な投資が必要な場合は、外部からの資金調達を含め対応しております。

当連結会計年度においては、設備投資に係る重要な借入はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、緩やかな回復基調で推移することが期待されますが、新型コロナウイルス感染症による経済への影響を見通すことは困難であります。これに加えて、半導体等の部品不足による生産の停滞、鋼材などの材料費、電力費や物流費の高騰によるコストアップも引き続き懸念される状況です。さらには、ウクライナ情勢を巡る世界経済の混乱が、資源・エネルギー価格の高騰に拍車をかけるなど、先行き不透明な状況で推移しております。

このような状況のもと、当社グループは、企業価値を高めることを目指し、グローバルで熱処理材料改質技術開発に努め、環境保全に貢献し、持続的に成長、飛躍する企業グループを目指すことを基本方針として、第15次中期経営計画「Change!! New NETUREN 2023」(2021年4月より2024年3月までの3カ年計画)を策定しております。2024年3月期の連結経営目標については、以下のとおり定めております。

	2024年3月期連結経営目標
売上高	560億円
営業利益	40億円
営業利益率	7.1%
ROE (自己資本当期純利益率)	5.0%以上
ROA (総資産経常利益率)	5.5%以上

当社グループは、連結経営目標を達成するために、以下の事項に基づく取り組みを進めてまいります。

- ①コア事業の更なる競争力強化、新技術・新商品・新規事業の市場投入で利益基盤を確立
- ②N-DX体制の構築によるデジタル化の促進で、情報展開力を向上
- ③SDGsを経営の中心に据え、CO2削減を推進し持続可能な社会づくりに貢献
- ④グローバルにグループ営業力、マーケティング力の強化を担う人財の輩出

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)
売上高	53,015百万円	48,806百万円	42,567百万円	53,004百万円
営業利益	3,569百万円	2,087百万円	920百万円	3,704百万円
経常利益	4,080百万円	2,071百万円	1,475百万円	4,418百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	950百万円	250百万円	268百万円	2,690百万円
1株当たり当期純利益	23円21銭	6円14銭	6円59銭	67円45銭
総資産	80,650百万円	76,277百万円	75,574百万円	82,003百万円
純資産	64,598百万円	62,772百万円	62,714百万円	66,859百万円
1株当たり純資産額	1,427円94銭	1,379円16銭	1,410円69銭	1,494円67銭

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社 Netzlen・ヒートトリート	80百万円	100.0%	金属熱処理加工
株式会社 Netzlenハイメック	80百万円	100.0%	機械装置の製造販売
九州高周波熱錬株式会社	36百万円	100.0%	金属熱処理加工
株式会社 Netzlen小松	40百万円	40.0%	金属熱処理加工
株式会社 Netzlen・ヒラカタ	20百万円	55.0%	金属熱処理加工
Netzlen・ユー・エス・エーInc.	19百万米ドル	100.0%	合併会社の管理およびメンテナンスサービス事業
Netzlen アメリカ コーポレーション	23百万米ドル	64.3% (64.3%)	高強度ばね鋼線および自動車部品の製造販売
塩城高周波熱錬有限公司	83百万中国元	50.0%	誘導加熱装置、自動車部品等の製造販売および金属熱処理加工
上海中煉線材有限公司	152百万中国元	40.0%	高強度ばね鋼線の製造販売
広州豊東熱錬有限公司	25百万中国元	50.0%	金属熱処理加工
高周波熱錬(中国)軸承有限公司	195百万中国元	100.0%	建設機械部品の製造販売
韓国熱錬株式会社	1,000百万韓国ウォン	91.0%	誘導加熱装置の製造販売
Netzlen・チェコ有限会社	528百万チェココルナ	90.0%	高強度ばね鋼線の製造販売
PT. Netzlen・インドネシア	53,365百万 インドネシアルピア	91.6%	メンテナンスサービス事業および金属熱処理加工
Netzlen・メキシコ, S.A.de C.V.	186百万メキシコペソ	100.0% (2.0%)	メンテナンスサービス事業および金属熱処理加工

(注) 議決権比率の()内の数字は、間接所有割合を内数で示しております。

- ③ その他
該当事項はありません。

(7) 企業集団の主要な事業内容

事業区分	事業内容
製品事業部関連事業	PC鋼棒・異形PC鋼棒・せん断補強筋・高強度ばね鋼線・自動車部品・建設機械部品等の製造販売
IH事業部関連事業	熱処理受託加工および誘導加熱装置等の製造販売

(8) 企業集団の主要拠点等

① 当社の主要な事業所

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社	東京都品川区	製品事業部 平塚工場	神奈川県平塚市
IH事業部 尼崎工場	兵庫県尼崎市	// 赤穂工場	兵庫県赤穂市
// 刈谷工場	愛知県刈谷市	// いわき工場	福島県いわき市
// 岡山工場	岡山県総社市	// 可児工場	岐阜県可児市
// 茨城工場	茨城県ひたちなか市	// 神戸工場	兵庫県神戸市北区
// 可児NH工場	岐阜県可児市	研究開発本部	神奈川県平塚市
// 平塚工場	神奈川県平塚市		

② 主要な子会社の事業所

事業所名	所在地	事業所名	所在地
株式会社ネツレン・ヒートトリート山口工場	山口県山陽小野田市	塩城高周波熱煉有限公司	中国江蘇省塩城市
株式会社ネツレン・ヒートトリート山形工場	山形県東根市	ネツレン アメリカコーポレーション	米国オハイオ州ハミルトン
株式会社ネツレン小松	石川県小松市	高周波熱煉(中国)軸承有限公司	中国山東省済寧市
上海中煉線材有限公司	中国上海市	ネツレン・チェコ有限公司	チェコ共和国ウスティ州ザテツ市
広州豊東熱煉有限公司	中国広東省広州市	韓国熱煉株式会社	大韓民国慶尚北道永川市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,604名	+33名	一歳	一年

(注) 従業員数には、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
902名	△14名	38.7歳	13.0年

(注) 従業員数には、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	700百万円
株式会社三井住友銀行	557百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 40,906,500株

(3) 株 主 数 20,082名

(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,823 ^{千株}	12.1 [%]
日 本 製 鉄 株 式 会 社	3,101	7.8
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,432	3.6
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,347	3.4
知 多 鋼 業 株 式 会 社	1,029	2.6
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	999	2.5
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	907	2.3
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	841	2.1
N T N 株 式 会 社	836	2.1
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	826	2.1

- (注) 1. 当社は、自己株式1,000千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の持株数は、信託業務に係るものであります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、中期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（RS）であり、基準支給額の9.375%（制度導入時または役員就任時当初2年間は12.1875%）を報酬額決定の取締役会前営業日の株価で計算し当社株式数を譲渡制限付で事前に交付しております。譲渡制限期間満了日は、当社退職日としております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	27,700 株	4 名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 執 行 役 員 (代表取締役)	大 宮 克 己	安全衛生・環境担当、事業開発本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	一 色 信 元	設備担当、IH事業部長、製品技術本部長、製品技術本部生産技術開発部長 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ネツレン・ヒートトリート代表取締役社長 広州豊東熱煉有限公司董事長 PT.ネツレン・インドネシア代表取締役社長 ネツレン・メキシコ,S.A.de C.V.代表取締役社長 株式会社ネツレンハイメック代表取締役社長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	鈴 木 孝	情報戦略・TQM推進担当、製品事業部長、調達本部長、製品事業部業務部長 〔重要な兼職の状況〕 ネツレン・チェコ有限会社代表取締役社長 高周波熱錬（中国）軸承有限公司董事長
取 締 役 執 行 役 員	安 川 知 克	管理本部長 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ネツレン・名南代表取締役社長
取 締 役	寺 浦 康 子	〔重要な兼職の状況〕 エンデバー法律事務所パートナー弁護士 セイコーホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	花 井 嶺 郎	
監査役（常勤）	池 上 由 洋	
監 査 役	中 野 竹 司	〔重要な兼職の状況〕 中野公認会計士事務所 所長 奥・片山・佐藤法律事務所パートナー弁護士 アルヒ株式会社社外監査役
監 査 役	圓 實 稔	

- (注) 1. 取締役寺浦康子および取締役花井嶺郎の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は、両氏が株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役中野竹司および監査役圓實稔の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏が株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。また、監査役中野竹司氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

3. 2022年4月1日付で、取締役の地位を次のとおり変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当
取 締 役 社 長 執 行 役 員 (代表取締役)	大 宮 克 己	事業開発本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	鈴 木 孝	情報戦略・TQM推進担当、製品事業部長、調達本部長
取 締 役 執 行 役 員	安 川 知 克	安全衛生・環境担当、管理本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および監査役は、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、社内規程の定める基準に基づき、任意の報酬委員会において、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続きに従って具体的な報酬額を算出するよう審議され、その答申を踏まえて取締役会の決議により決定しております。

また、当社の取締役の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針については、取締役の報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性について協議し、適切な経営体制を構築するために、任意の報酬委員会の答申を踏まえて取締役会の決議により決定しております。

具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、短期インセンティブ報酬としての業績連動現金報酬（短期賞与）、中期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（RS）および業績連動型株式報酬（PSU）から構成し、社外取締役の報酬に関しては、業績等ではなく会社への貢献度等を考慮して決定しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。))

固定報酬としての基本報酬は、取締役の役割と役位に応じて基準支給額を決定し、基準支給額の80%を年額固定報酬とし、年額固定報酬を12カ月で按分した上で月額固定報酬として支給しております。基準支給額は、取締役会が報酬委員会に世間相場などに基づき諮問し、諮問に対する報酬委員会の答申を踏まえて取締役会にて決定しております。

(業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。))

業績連動現金報酬は、前年実績の達成度が120%以上(満額)の場合は、基準支給額の26.25%としております。支給率は、連結の売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の達成度に応じて0.0~1.0の範囲で決定しております。

個人別業績評価は、資質・マネジメント力等により評価し、短期インセンティブとしての業績連動現金報酬に対して±10%の範囲で格差を付けております。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬(RS)および業績連動型株式報酬(PSU)としております。

譲渡制限付株式報酬(RS)については、基準支給額の9.375%(制度導入時または役員就任時当初2年間は12.1875%)を報酬額決定の取締役会前営業日の株価で計算し当社株式数を譲渡制限付で事前に交付しております。譲渡制限期間満了日は、当社退職日としております。

業績連動型株式報酬(PSU)については、3事業年度を対象として、中期的な業績の達成度に応じて当社株式を対象期間経過後に事後交付します。3事業年度実績の達成度が120%以上(満額)の場合は、基準支給額の9.375%としております。支給率は、連結の売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、ROEの達成度に応じて0.0~1.0の範囲で決定しております。

(例) 基準支給額が20百万円の場合の計算式

$$Y = 16 + 5.25 \times X_1 + (1.875 + 1.875 \times X_2)$$

Y: 支給額(単位:百万円)

X₁(短期インセンティブ/現金): $0.0 \leq X_1 \leq 1.0$

X₂(中期インセンティブ/株式): $0.0 \leq X_2 \leq 1.0$

※ X₁ = 短期インセンティブの支給率 X₂ = 中期インセンティブの支給率

株式報酬は、上記支給額に対して予め定められた確定日の株価終値に基づき株式数を計算する。

(金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針)

社外取締役を除く取締役の報酬については、評価基準の達成度が120%以上(満額)の場合、固定報酬：業績連動現金報酬：譲渡制限付株式報酬(RS)および業績連動型株式報酬(PSU) = 64%：21%：15%としております。

毎期の持続的な業績改善に加えて、ビジョン経営および中期経営計画の達成を確実に実行するという観点での中長期的な成長を動機づける設計としております。

ビジョン経営推進に向けて各役員のパクトルを一つに合わせるため、報酬の業績連動性は、役位に関わらず同一としております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2007年6月28日開催の第96回定時株主総会であり、決議の内容は、取締役の報酬額を月額350万円以内(うち社外取締役分は月額200万円以内)、監査役の報酬額を月額600万円以内(うち社外監査役分は月額200万円以内)とするものであります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役は1名)、監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。

また、2020年6月25日開催の第109回定時株主総会において、業績連動現金報酬及び株式報酬制度の導入について決議され、現行の取締役の報酬とは別枠で、当社の対象取締役に対しての業績連動現金報酬(短期賞与)は年額1500万円以内、譲渡制限付株式報酬(RS)の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額1500万円以内(総数15万株以内)、業績連動型株式報酬(PSU)の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額1500万円以内(総数15万株以内)(ただし、議案の決議日以降、当社の普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。)または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じる場合、割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合であって、この総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとします。)として設定することについて承認を頂いております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は8名です。

なお、この報酬額には、使用人としての職務を有する取締役の使用人分の給与は含まないこととしております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員大宮克己がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の業績連動現金報酬の評価配分としております。なお、代表取締役に委任した理由は、当社グループを取り巻く経営環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、任意の報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、任意の報酬委員会が、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続きに従って具体的な報酬額を算出するよう検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の人数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等		非金銭 報酬等	
			金銭報酬等	非金銭報酬等		
取締役 (うち社外取締役)	171 (16)	124 (16)	27 (-)	1 (-)	16 (-)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	28 (12)	28 (12)	-	-	-	3 (2)

(注) 1. 業績連動報酬等の金額は、2020年6月25日開催の当社第109回定時株主総会において決議された取締役に対する業績連動現金報酬および株式報酬制度の導入に伴い、当事業年度に引当計上した金額を記載しております。

2. 業績連動報酬等の額には、短期インセンティブとしての業績連動現金報酬（短期賞与）および中期インセンティブとしての業績連動型株式報酬（PSU）が含まれております。これらの額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、短期賞与が対象事業年度の前年実績（売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益）、PSUが対象3事業年度の1年前の連続3年間実績（売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、ROE）の平均値であります。また、当該業績指標を採用した理由は、毎期の持続的な業績改善に加えて、ビジョン経営および中期経営計画の達成を確実に実行するという観点での中長期的な成長を動機づけるためであります。

業績連動報酬等の額の算定方法は、3. (4) ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項の（業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。））に記載のとおりです。

なお、当事業年度を含む業績指標の推移は1. (5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

3. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容およびその交付状況は、2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役寺浦康子氏は、エンデバー法律事務所のパートナー弁護士であり、当該他の法人等との重要な取引はありません。
 - ・監査役中野竹司氏は、中野公認会計士事務所の所長であり、また、奥・片山・佐藤法律事務所のパートナー弁護士であり、当該他の法人等との重要な取引はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役寺浦康子氏は、セイコーホールディングス株式会社の社外取締役であり、当該他の法人等との重要な取引はありません。
 - ・監査役中野竹司氏は、アルヒ株式会社の社外監査役であり、当該他の法人等との重要な取引はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況
取締役会等への出席状況および発言状況

区分	氏名	出席状況および発言状況
取締役	寺浦康子	当期に開催された取締役会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的な知識・経験からの発言を行っております。
取締役	花井嶺郎	当期に開催された取締役会13回のすべてに出席し、主に製造業に関する専門的な知識に加え、経営者としての豊富な経験と実績からの発言を行っております。
監査役	中野竹司	当期に開催された取締役会13回のすべてに出席し、また、当期に開催された監査役会15回のすべてに出席し、主に公認会計士、弁護士としての専門的な知識・経験からの発言を行っております。
監査役	圓 實 稔	当期に開催された取締役会13回のすべてに出席し、また、当期に開催された監査役会15回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験・知見からの発言を行っております。

社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役寺浦康子氏は、弁護士としての経験に基づき、当社経営の意思決定における適法性、適正性の観点での適切な助言・提言および独立した立場からの業務執行の監督を期待しております。職務の概要としては、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験により、当社とは独立した立場からガバナンスやコンプライアンスを重視した経営全般に関する積極的な提言や助言を行うことで、取締役会の意思決定の適正性確保に貢献しております。また、働き方改革に関する豊富な知識と経験を活かし、広い視点で提言して改革推進に貢献しております。
- ・取締役花井嶺郎氏は、経営者の経験に基づき、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営に対する適切な助言・提言および独立した立場からの業務執行の監督を期待しております。職務の概要としては、製造業における専門的な知識に加え、経営者として豊富な経験と実績を活かし、技術開発力向上と事業拡大推進上の課題や重点を捉えた助言・提言を行い、課題解決に貢献しております。また、経営者および次世代人材のレベルアップのための提言を行うなど、積極的かつ適正な監督・指導により経営全般のレベルアップに貢献しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬の実績の推移、報酬見積もりの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は井上監査法人に対して、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項の規定に基づく、賦課金に係る特例の認定申請の確認書面に関する業務の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当社および当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を次のとおり定めており、また、当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「ネットレングループ経営理念」、「ネットレングループ企業行動倫理基準」、「CSR基本規程」および「コンプライアンス規程」等の経営理念、倫理・行動基準、会社規程等に従い、当社および当社グループの役員・従業員等は、法令および定款等の会社規程を遵守するとともに、適切に当社グループの社会的責任を果たすこととする。

(当該体制の運用状況)

「ネットレングループ経営理念」、「ネットレングループ企業行動倫理基準」が策定され、また、その内容は小冊子形式にて全従業員に配布されており、随時、会議の場等を通じ内容の伝達に努めており周知徹底を図るとともに、法令および定款等の会社規程の遵守がなされている。

- ② 当社は、当社グループの役員・従業員等に対し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成に努めることとする。また、当社グループは「内部通報制度」（コンプライアンス・ヘルプライン）を常設することにより、コンプライアンス上疑義のある行為等について、従業員等から直接情報提供が行える体制をとることとする。

(当該体制の運用状況)

コンプライアンスの意識を高めるために、全従業員に対し継続教育を実施し、その実施状況について確認している。また、グループ各社とも「内部通報制度」（コンプライアンス・ヘルプライン）を導入しており、適切に制度の運用が行われている。

- ③ 当社および当社グループの役員・従業員等は、「反社会的勢力対応管理規程」等に基づき、グループ全体において、社会的な秩序および企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切の関わりを持たないこととする。

(当該体制の運用状況)

「反社会的勢力対応管理規程」が制定されており、具体的な対応要領が定められ内容の周知徹底を図っている。また、グループ各社に対しても、啓蒙のためのポスターを配布するなど指導を行っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 法令および会社規程に従い、取締役はその職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に保存し、管理する。

(当該体制の運用状況)

取締役は各会議体の議事録等を含め重要情報(文書含む)の保存、管理を適切に行っている。

- ② 取締役および監査役は、会社規程の定めに基づき、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(当該体制の運用状況)

取締役および監査役はこれらの重要情報(文書含む)を適宜閲覧している。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 品質、コンプライアンス、災害、環境、情報管理等に係る当社グループ全体のリスク管理については、「関係会社管理規程」および「リスクマネジメント基本規程」を定め、管理本部管理部および安全衛生・環境対策室が組織横断的にリスク状況の監視および全社対応を行う。また、内部監査室が定期的に各部門のリスク管理の状況を監査し、必要に応じて、取締役会またはコンプライアンス委員会等に報告することとする。

(当該体制の運用状況)

「関係会社管理規程」および「リスクマネジメント基本規程」が制定されており、定期的に当社のリスク分析を行い対処がなされている。

- ② 「危機管理規程」を定め、危機（重大な不測の事態）が発生した場合の情報収集、報告方法および緊急対策本部設置等の対応方法を明確化するとともに、地震、水害等の自然災害に対しては別途対応マニュアルを定めることとする。

(当該体制の運用状況)

「危機管理規程」に基づき、危機（重大な不測の事態）が発生した場合は、緊急対策本部を設置するとともに、グループ会社では管理担当部門長に速やかに事態を報告し対処する体制ができています。

(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「業務規程」、「稟議規程」等の会社規程に基づき職務権限および意思決定ルールを明確化するとともに、当社グループにこれに準拠した体制を構築させることとする。

(当該体制の運用状況)

「業務規程」、「稟議規程」等の会社規程に基づき、職務権限および意思決定ルールを明確にしている。

- ② グループ中期経営計画を策定し、事業年度ごとにその進捗および経営状況を把握し、グループ全体の重点経営目標を定めることとする。

(当該体制の運用状況)

グループ中期経営計画を策定し、事業年度ごとに目標を定め、年度毎の内容分析を含め進捗管理を行っている。

- ③ 取締役会は原則月1回以上開催するとともに、月2回原則として、海外駐在者を除き、取締役(社外取締役を除く)、執行役員、常勤監査役、本部長、事業部長、理事の出席による経営・執行役員会議を開催することにより、経営上の重要な意思決定を機動的に行い、経営課題の早期解決を図ることとする。

(当該体制の運用状況)

原則月1回以上の取締役会および月2回以上の経営・執行役員会議を行い、経営課題の早期解決を図っている。

(5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」等に基づき、関係会社ごとに管理担当部門および管理担当部門長を定め、当該管理担当部門長は担当会社のコーポレート・ガバナンス体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等の構築・整備を行うこととする。

(当該体制の運用状況)

「関係会社管理規程」等に基づき、管理担当部門長は当社グループのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等の体制の構築・整備を推進している。

- ② 監査役、内部監査室、安全衛生・環境対策室およびコンプライアンス委員会は関係会社を定期的に監査することにより、グループ内において業務の適正を確保することとする。

(当該体制の運用状況)

監査役、内部監査室および安全衛生・環境対策室は定期的に当社グループの監査を実施し、業務の適正を確保している。

- ③ 財務報告の信頼性確保については、内部統制統括室および内部統制推進委員会等を設置のうえ、「財務報告に係る内部統制運用規程」に基づき、グループ内における財務報告に係る内部統制体制の整備を進め、これを適切に運用することとする。

(当該体制の運用状況)

内部統制統括室および内部統制推進委員会は当社グループの財務報告に係る内部統制体制の整備、運用を適切に行っている。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、管理担当部門長は関係会社の事業計画、経営状況、財務状況、その他重要な情報について、関係会社に報告を求めるとともに、年2回定期的にグループ会議を開催し、関係会社の代表者は経営内容等について報告することとする。

(当該体制の運用状況)

必要に応じ、管理担当部門長は、関係会社から重要な情報の報告を求めている。また、年2回定期的に、関係会社の代表者から経営内容等の報告を受けている。

- ② 不測の事態が発生した場合は、グループ会社は速やかに管理担当部門長に報告することとする。

(当該体制の運用状況)

「危機管理規程」に基づき、不測の事態が発生した場合は、グループ会社は管理担当部門長に報告している。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役は、内部監査室等の要員に対し、その補助者として監査業務を行うよう指揮命令できることとする。
(当該体制の運用状況)
監査役は、内部監査室に対し、その補助者として監査業務を行うように指示している。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 前号補助者の人事異動および人事評価については、常勤監査役の事前の同意を得なければならないものとする。
(当該体制の運用状況)
前号補助者の人事異動および人事考課については、常勤監査役に事前相談がなされている。
- ② 前号補助者は、他部署の使用人を兼務しないこととする。
(当該体制の運用状況)
前号補助者は、他部署の使用人を兼務しないよう配慮がなされている。

(9) 取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制

- ① 当社の役員・従業員等は、監査役に対して、速やかに、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ヘルプラインによる内部通報内容を報告することとする。
(当該体制の運用状況)
当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報等の情報は監査役に報告している。
- ② 監査役は、取締役会およびその他経営に関する重要な会議に出席し、審議事項がある時または求めに応じて、意見を述べるができるものとする。
(当該体制の運用状況)
監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し意見を述べている。

(10) 当社子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

- ① 当社グループの役員・従業員等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行うものとする。
(当該体制の運用状況)
当社グループの役員・従業員等は、監査役から報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行っている。
- ② 当社グループの内部通報制度の受付窓口であるコンプライアンス委員会事務局は、当社グループの役員・従業員等からの内部通報の状況について、適宜、当社監査役に対し報告するものとする。
(当該体制の運用状況)
コンプライアンス委員会事務局は、当社グループからの内部通報の状況について監査役に報告している。

(11) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役員・従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員・従業員等に周知徹底することとする。

(当該体制の運用状況)

内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）の規程に、通知者の不利益排除を明記するとともに、当社グループの役員・従業員全員に対し周知徹底を図っている。

(12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、管理本部管理部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(当該体制の運用状況)

監査役職務の執行について生じる費用について、適切に費用処理を行っている。

(13) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役およびその他の取締役は、定期的に意見交換の場を持ち、意思の疎通を図ることとする。

(当該体制の運用状況)

監査役会と代表取締役、取締役等とは定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図っている。

- ② 監査役は、内部監査部門および会計監査人と定期的にまた随時に意見交換を行い、必要に応じて、会計監査人から報告を求められることができるものとする。

(当該体制の運用状況)

監査役は内部監査部門および会計監査人と定期的に意見交換を行い、必要に応じ、会計監査人から報告を受けている。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

~~~~~  
本事業報告中の記載数字は、金額および株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、表示単位未満を四捨五入しております。



## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
|----------------|--------|--------------|--------|
| (資産の部)         |        | (負債の部)       |        |
| 流動資産           | 42,723 | 流動負債         | 13,026 |
| 現金及び預金         | 19,213 | 支払手形及び買掛金    | 3,755  |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 12,696 | 電子記録債務       | 3,451  |
| 電子記録債権         | 2,954  | 短期借入金        | 1,412  |
| 有価証券           | 338    | リース債務        | 69     |
| 商品及び製品         | 1,170  | 未払法人税等       | 974    |
| 仕掛品            | 1,781  | 賞与引当金        | 708    |
| 原材料及び貯蔵品       | 2,847  | 役員賞与引当金      | 41     |
| その他            | 1,773  | その他          | 2,611  |
| 貸倒引当金          | △52    | 固定負債         | 2,117  |
| 固定資産           | 39,280 | 長期借入金        | 738    |
| 有形固定資産         | 28,067 | 役員株式給付引当金    | 7      |
| 建物及び構築物        | 8,295  | リース債務        | 429    |
| 機械装置及び運搬具      | 8,549  | 繰延税金負債       | 335    |
| 土地             | 9,848  | 退職給付に係る負債    | 450    |
| リース資産          | 475    | その他          | 156    |
| 建設仮勘定          | 627    | 負債合計         | 15,144 |
| その他            | 271    | (純資産の部)      |        |
| 無形固定資産         | 778    | 株主資本         | 57,209 |
| 借地権            | 669    | 資本金          | 6,418  |
| その他            | 108    | 資本剰余金        | 2,407  |
| 投資その他の資産       | 10,434 | 利益剰余金        | 49,174 |
| 投資有価証券         | 8,737  | 自己株式         | △790   |
| 長期貸付金          | 20     | その他の包括利益累計額  | 2,436  |
| 退職給付に係る資産      | 71     | その他有価証券評価差額金 | 1,327  |
| 繰延税金資産         | 135    | 為替換算調整勘定     | 959    |
| その他            | 1,547  | 退職給付に係る調整累計額 | 150    |
| 貸倒引当金          | △79    | 非支配株主持分      | 7,212  |
| 資産合計           | 82,003 | 純資産合計        | 66,859 |
|                |        | 負債及び純資産合計    | 82,003 |

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額      |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 53,004 |
| 売上原価            |       | 41,712 |
| 売上総利益           |       | 11,292 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 7,588  |
| 営業利益            |       | 3,704  |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取利息            | 71    |        |
| 受取配当金           | 96    |        |
| 助成金収入           | 29    |        |
| 補助金収入           | 18    |        |
| 受取保険金及び配当金      | 46    |        |
| 持分法による投資利益      | 143   |        |
| スクラップ売却益        | 177   |        |
| 為替差益            | 139   |        |
| その他             | 59    | 782    |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 43    |        |
| 休止固定資産減価償却費     | 6     |        |
| その他             | 18    | 68     |
| 経常利益            |       | 4,418  |
| 特別利益            |       |        |
| 固定資産売却益         | 22    |        |
| 投資有価証券売却益       | 214   |        |
| 受取保険金           | 1     |        |
| 補助金収入           | 72    |        |
| その他             | 12    | 322    |
| 特別損失            |       |        |
| 固定資産売却損         | 0     |        |
| 固定資産除却損         | 13    |        |
| 減損損失            | 241   |        |
| その他             | 17    | 273    |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 4,467  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,245 |        |
| 法人税等調整額         | 96    | 1,342  |
| 当期純利益           |       | 3,125  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 434    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 2,690  |

## 添付書類 (4)

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株主資本  |        |        |        |        |
|---------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
|                           | 資本金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 2021年4月1日残高               | 6,418 | 4,698  | 47,415 | △3,106 | 55,425 |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |       |        | △53    |        | △53    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 6,418 | 4,698  | 47,361 | △3,106 | 55,371 |
| 連結会計年度中の変動額               |       |        |        |        |        |
| 剰余金の配当                    |       |        | △877   |        | △877   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |       |        | 2,690  |        | 2,690  |
| 自己株式の取得                   |       |        |        | △0     | △0     |
| 自己株式の処分                   |       | △9     |        | 35     | 25     |
| 自己株式の消却                   |       | △2,280 |        | 2,280  | —      |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |       |        |        |        |        |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —     | △2,290 | 1,813  | 2,315  | 1,838  |
| 2022年3月31日残高              | 6,418 | 2,407  | 49,174 | △790   | 57,209 |

|                           | その他の包括利益累計額  |          |              |               | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------------|--------------|----------|--------------|---------------|---------|--------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |         |        |
| 2021年4月1日残高               | 1,141        | △452     | 118          | 807           | 6,481   | 62,714 |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |              |          |              |               |         | △53    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 1,141        | △452     | 118          | 807           | 6,481   | 62,660 |
| 連結会計年度中の変動額               |              |          |              |               |         |        |
| 剰余金の配当                    |              |          |              |               |         | △877   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |              |          |              |               |         | 2,690  |
| 自己株式の取得                   |              |          |              |               |         | △0     |
| 自己株式の処分                   |              |          |              |               |         | 25     |
| 自己株式の消却                   |              |          |              |               |         | —      |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 185          | 1,411    | 31           | 1,629         | 731     | 2,360  |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 185          | 1,411    | 31           | 1,629         | 731     | 4,198  |
| 2022年3月31日残高              | 1,327        | 959      | 150          | 2,436         | 7,212   | 66,859 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
|---------------|--------|-------------------|--------|
| <b>(資産の部)</b> |        | <b>(負債の部)</b>     |        |
| 流 動 資 産       | 26,984 | 流 動 負 債           | 10,161 |
| 現金及び預金        | 12,180 | 電子記録債権            | 3,451  |
| 受取手形          | 782    | 買掛金               | 2,791  |
| 電子記録債権        | 2,869  | 短期借入金             | 660    |
| 売掛金           | 8,073  | 1年内返済予定の長期借入金     | 518    |
| 商品及び製品        | 503    | リース債務             | 22     |
| 仕掛品           | 1,019  | 未払金               | 28     |
| 材料及び貯蔵品       | 1,088  | 未払費用              | 846    |
| 前払費用          | 106    | 未払法人税等            | 651    |
| 短期貸付金         | 170    | 未払消費税等            | 321    |
| 未収入金          | 36     | 賞与引当金             | 661    |
| その他金          | 163    | 役員賞与引当金           | 41     |
| 貸倒引当金         | △9     | その他金              | 166    |
| 固 定 資 産       | 33,243 | 固 定 負 債           | 1,333  |
| 有形固定資産        | 18,321 | 長期借入金             | 576    |
| 建物            | 4,301  | リース債務             | 35     |
| 構築物           | 240    | 役員株式給付引当金         | 7      |
| 機械及び装置        | 4,339  | 退職給付引当金           | 608    |
| 車両運搬具         | 9      | その他金              | 104    |
| 工具、器具及び備品     | 149    | 負 債 合 計           | 11,495 |
| 土地            | 8,778  | <b>(純資産の部)</b>    |        |
| リース資産         | 52     | 株 主 資 本           | 48,208 |
| 建設仮勘定         | 449    | 資 本 金             | 6,418  |
| 無 形 固 定 資 産   | 82     | 資 本 剰 余 金         | 2,456  |
| 施設利用権         | 0      | 資 本 準 備 金         | 1,535  |
| 電話加入権         | 0      | その他資本剰余金          | 921    |
| ソフトウェア        | 80     | 利 益 剰 余 金         | 40,124 |
| ソフトウェア仮勘定     | 2      | 利 益 準 備 金         | 945    |
| 投資その他の資産      | 14,839 | その他利益剰余金          | 39,179 |
| 投資有価証券        | 3,406  | 固定資産圧縮積立金         | 858    |
| 関係会社株         | 10,498 | 別 途 積 立 金         | 31,006 |
| 出資金           | 6      | 繰 越 利 益 剰 余 金     | 7,315  |
| 長期貸付金         | 458    | 自 己 株 式           | △790   |
| 長期前払費用        | 45     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等   | 524    |
| 繰延税金資産        | 321    | その他有価証券評価差額金      | 524    |
| その他金          | 181    | 純 資 産 合 計         | 48,732 |
| 貸倒引当金         | △78    | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 60,227 |
| 資 産 合 計       | 60,227 |                   |        |

## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額 | 金 額    |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 32,504 |
| 売上原価         |     | 24,792 |
| 売上総利益        |     | 7,711  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 5,541  |
| 営業利益         |     | 2,169  |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息及び受取配当金  | 985 |        |
| 為替差益         | 151 |        |
| その他          | 157 | 1,293  |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 21  |        |
| その他          | 16  | 37     |
| 経常利益         |     | 3,426  |
| 特別利益         |     |        |
| 投資有価証券売却益    | 214 |        |
| 受取保険金        | 1   |        |
| その他          | 12  | 227    |
| 特別損失         |     |        |
| 固定資産売却損      | 0   |        |
| 固定資産除却損      | 10  |        |
| 減損損失         | 162 |        |
| その他          | 17  | 190    |
| 税引前当期純利益     |     | 3,463  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 786 |        |
| 法人税等調整額      | 70  | 856    |
| 当期純利益        |     | 2,606  |

## 添付書類 (7)

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |       |          |         |       |           |        |         |         |        |        |
|-------------------------|-------|-------|----------|---------|-------|-----------|--------|---------|---------|--------|--------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金 |           |        |         |         | 自己株式   | 株主資本合計 |
|                         |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金  |        |         | 利益剰余金合計 |        |        |
|                         |       |       |          |         |       | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金  | 繰越利益剰余金 |         |        |        |
| 2021年4月1日残高             | 6,418 | 1,535 | 3,211    | 4,747   | 945   | 868       | 31,006 | 5,584   | 38,404  | △3,106 | 46,463 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |       |       |          |         |       |           |        | △8      | △8      |        | △8     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 6,418 | 1,535 | 3,211    | 4,747   | 945   | 868       | 31,006 | 5,576   | 38,395  | △3,106 | 46,454 |
| 事業年度中の変動額               |       |       |          |         |       |           |        |         |         |        |        |
| 剰余金の配当                  |       |       |          |         |       |           |        | △877    | △877    |        | △877   |
| 当期純利益                   |       |       |          |         |       |           |        | 2,606   | 2,606   |        | 2,606  |
| 自己株式の取得                 |       |       |          |         |       |           |        |         |         | △0     | △0     |
| 自己株式の処分                 |       |       | △9       | △9      |       |           |        |         |         | 35     | 25     |
| 自己株式の消却                 |       |       | △2,280   | △2,280  |       |           |        |         |         | 2,280  | -      |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |       |       |          |         |       | △10       |        | 10      | -       |        | -      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |       |       |          |         |       |           |        |         |         |        |        |
| 事業年度中の変動額合計             | -     | -     | △2,290   | △2,290  | -     | △10       | -      | 1,739   | 1,728   | 2,315  | 1,754  |
| 2022年3月31日残高            | 6,418 | 1,535 | 921      | 2,456   | 945   | 858       | 31,006 | 7,315   | 40,124  | △790   | 48,208 |

|                         | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計  |
|-------------------------|--------------|------------|--------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 2021年4月1日残高             | 1,007        | 1,007      | 47,470 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |              |            | △8     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 1,007        | 1,007      | 47,462 |
| 事業年度中の変動額               |              |            |        |
| 剰余金の配当                  |              |            | △877   |
| 当期純利益                   |              |            | 2,606  |
| 自己株式の取得                 |              |            | △0     |
| 自己株式の処分                 |              |            | 25     |
| 自己株式の消却                 |              |            | -      |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |              |            | -      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △483         | △483       | △483   |
| 事業年度中の変動額合計             | △483         | △483       | 1,270  |
| 2022年3月31日残高            | 524          | 524        | 48,732 |

添付書類 (8)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

高周波熱錬株式会社  
取締役会 御中

井上 監 査 法 人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 菅 嶋 秀 雄  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 映 男  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉 松 博 幸  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高周波熱錬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高周波熱錬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年5月20日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。



- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

高周波熱錬株式会社  
取締役会 御中

井上 監 査 法 人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 菅 嶋 秀 雄  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 映 男  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉 松 博 幸  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高周波熱錬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年5月20日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 重要な後発事象

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、会社法165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。自己株式取得に関する報告を都度受けましたが、指摘すべき事項は認められません。

2022年5月25日

高周波熱錬株式会社 監査役会

常勤監査役 池 上 由 洋 ㊟

社外監査役 中 野 竹 司 ㊟

社外監査役 圓 實 稔 ㊟

以 上



# 会場ご案内図

所在地 東京都品川区東五反田二丁目17番1号  
オーバルコート大崎マークウエスト15階 当社会議室



- \* 大崎駅北改札口東口下車 徒歩5分  
(JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、東京臨海高速鉄道りんかい線)
- \* 駐車場および駐輪場はございませんので、お車・自転車等でのご来場はご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。